

**久留米市議会  
災害対応マニュアル  
業務継続計画 (BCP)**

**令和6年3月改訂**

**久留米市議会**

## 目次

1	目的	1
2	災害時の議会及び議員の行動指針	1
3	災害時の市との連携・協力関係	1
4	基本事項	
(1)	想定する災害	2
(2)	指揮・命令系統	3
(3)	久留米市議会災害対応連絡会議の設置	3
(4)	議員の基本的行動	4
(5)	情報伝達	4
5	災害発生時の対応	
(1)	初動期（発災から概ね24時間）	6
(2)	中期（発災から概ね2～7日）	10
(3)	後期（発災から概ね8日以降）	12
6	環境整備	
(1)	防災訓練	14
(2)	通信環境	14
7	その他	
(1)	大規模災害に該当しない災害発生時	14
(2)	タブレット端末の活用	14
(3)	当マニュアルの見直し	14
別紙	行動基準表	15

# 久留米市議会災害対応マニュアル・業務継続計画(BCP)

## 1 目的

久留米市議会災害対応マニュアル・業務継続計画(BCP)(以下、「マニュアル」という)は、久留米市内において大規模災害が発生したときに、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、市民の信頼と負託に応えるため、迅速な意思決定と多様な市民ニーズに迅速かつ適切な対応を図ることを目的とし、そのために必要となる組織体制や行動基準を定めるものとする。

## 2 災害時の議会及び議員の行動指針

大規模災害が発生したときは、議会及び議員は以下の3つの基本指針にたって災害対策活動に取り組むものとする。

- ①議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映する役割を機能停止することなく、有効な議会運営が開催される機能を維持することとする。
- ②議会は、久留米市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)が災害対応に全力で専念し、応急活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。また、議員は併せて地域の救援・救助活動、市民の安全確保に努めることとする。
- ③国、県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みを支援することとする。

## 3 災害時の市との連携・協力関係

大規模災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは、市対策本部並びに防災所管課をはじめとする行政の関係課であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、このことを踏まえ、特に災害初期においては市の

職員が災害情報の収集や応急対策業務に奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、市職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。一方で、議員は地域の被害状況をはじめとする情報収集、並びに市民への情報提供には機動力がある。そのため、議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応にあたるものとする。

#### 4 基本事項

##### (1) 想定する災害

市対策本部等が設置された災害を対象とする。

災害種別	災害内容
地震	震度5強以上の地震
風水害	市内に大雨・暴風等特別警報が発表されたとき、又は、大雨、洪水又は暴風雨等により被害が発生し、総合的な対策が必要であると判断される時。
国民保護事案	国民保護計画で想定しているテロ・武力攻撃など
感染症	SARS、新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ、新型コロナウイルスの他、厚生労働省が定める指定感染症など
その他	上記の自然災害のほか、大規模火災、大爆発、大規模な事故、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又そのおそれがある場合であって、総合的な対策が必要なとき。その他、議長が必要と認める時。

## (2) 指揮・命令系統

### ア 議員の指揮・命令系統

議長は、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。大規模災害等において、議長が不在のときは、副議長が議長の職務を代理するものとする。

議長及び副議長が不在のときは、議会運営委員会の委員長が議長の職務を代理するものとする。

### イ 議会事務局の指揮・命令系統

大規模災害等において、事務局長が不在のときは次表の順位に従い、職務を代理する者を定める。

順位	事務局長の職務代理者
第1位	次長(兼)総務課長
第2位	議事調査課長
第3位	総務課課長補佐
第4位	議事調査課課長補佐

## (3) 久留米市議会災害対応連絡会議の設置

以下の設置基準を満たすとき、議員による協議、調整等を行うための組織として、久留米市議会災害対応連絡会議（以下「連絡会議」という。）を議会内に設置する。

### ア 設置基準

市対策本部が設置され、当マニュアルが想定する災害発生時に、議長が必要と認めるときとする。

### イ 構成

連絡会議の構成は、議長、副議長、議会運営委員長・副委員長、会派（3人以上）・団体の代表者とする。

議長は、連絡会議を代表し、その事務を統括する。

### ウ 招集

連絡会議は議長が招集する。

## エ 所掌事務

- (ア) 議員の安否の確認
- (イ) 市対策本部から入手した災害情報の議員への伝達
- (ウ) 被災情報の把握及び市対策本部への提供
- (エ) 市対策本部からの依頼事項への対応
- (オ) 本会議、委員会等の開催や協議事項の調整
- (カ) 国、県、関係機関等に対する要望活動の調整
- (キ) 市対策本部への提案、提言、及び要望の調整に関すること
- (ク) その他必要な事項

※ 議会事務局は、議長の命を受け、連絡会議の業務に従事する。

### (4) 議員の基本的行動

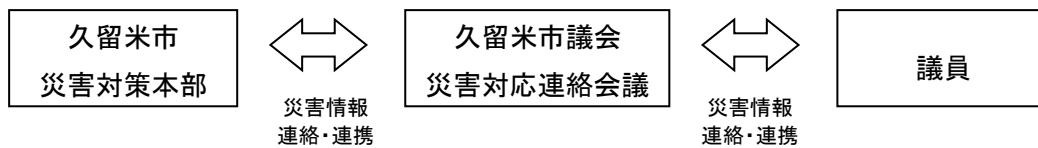
議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、5に定める災害発生時の対応の際は、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動にあたるものとする。また、災害時においては、緊急事態に備え連絡体制を常時確保しておくこととする。なお、連絡会議が設置された場合、構成員は連絡会議の任務を最優先として活動する。

### (5) 情報伝達

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市対策本部に集積されることから、市対策本部を通して情報を得ることが効率的である。一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報が寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は市の災害情報を補完するものとなる。

これらのことから災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためには、それぞれの情報を共有することが大切である。そのためには、市対策本部と連絡会議において、組織的な連絡・連携体制を確立して

おくことが重要であるため、原則として下図のように定める。



※市対策本部の窓口は議会調整部とする。

- ※ 会派及び議員からの市への情報提供、情報収集及び要望などは、市対策本部等が災害対応に専念できるよう、連絡会議を窓口として行うものとする。
- ※ 救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

## 5 災害発生時の対応【別紙「行動基準表」参照】

当マニュアルが対象とする災害が発生した際、議会、議員及び議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）は、それぞれの役割を踏まえ、初動期、中期、後期の各段階において、次のとおり対応する。

### （１） 初動期（発災から概ね 24 時間）

#### ■ 会議（本会議・委員会）開催中の場合

##### ア 議会の具体的対応

###### （ア） 会議の休憩・散会

議長又は委員長は、会議の休憩又は散会の判断を行う。

###### （イ） 連絡会議の設置

議長は、必要に応じて連絡会議を設置する。議長が事故等により不在の場合は、代理者により連絡会議を設置する。

議会は連絡会議設置の情報について、全議員、市対策本部に周知する。

###### （ウ） 連絡会議の活動

連絡会議は、所掌事務に従い活動を行い、初動期においては、主に、市対策本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

##### イ 議員の具体的対応

###### （ア） 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。

###### （イ） 待機・退庁

地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、安全な場所に待機する。

安全確認後、退庁する場合は二次災害に十分留意する。

###### （ウ） 連絡会議への参集

連絡会議の構成員は、連絡会議が招集された場合、連絡会議に参集する。



(エ) 地域の被災状況等の把握・情報提供

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。  
なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

(オ) 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動や避難所運営に協力・支援を行う。

**ウ 事務局職員の具体的対応**

(ア) 議員、傍聴者の安全確保

議員、傍聴者の避難誘導を行い、その後速やかに議員及び事務局職員の安否確認を行う。

(イ) 被災状況の確認

議場、委員会室等の被災状況を確認する。また、水道、電気の使用の可否及び電話、パソコン等の情報端末機器等が正常に作動するか確認する。

(ウ) 連絡会議の運営補助

連絡会議の業務に従事する。また、市対策本部等から災害情報を収集する。

**■ 会議（本会議、委員会）非開催時の場合**

**ア 議会の具体的対応**

(ア) 連絡会議の設置

議長は、必要に応じて連絡会議を設置する。事故等により議長と連絡が取れない場合は、代理者により連絡会議を設置する。

議会では連絡会議が設置された場合、電話、FAX、タブレット端末等により、全議員、市対策本部に周知する。

(イ) 連絡会議の活動

連絡会議は、所掌事務に従い活動を行い、初動期においては、主に、市対策本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

## イ 議員の具体的対応

### (ア) 安全確保・安否連絡

速やかに自らの安全を確保し、自ら議会事務局へ安否を連絡する。なお、市外にいる時に災害が発生した場合は、被災状況を勘案しながら、速やかに市内に戻り、連絡が取れる態勢を確保する。

### (イ) 連絡会議への参集

連絡会議の構成員は、連絡会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、連絡会議に参集する。なお、オンライン開催も可能とする（併用含む）。

### (ウ) 地域の被災状況等の把握・情報提供

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

### (エ) 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動や避難所運営に協力・支援を行う。

## ウ 事務局職員の具体的対応（勤務時間中）

### (ア) 議員、来庁者等の安全確保・安否確認

登庁中の議員や議員への相談者等来庁者の避難誘導を行い、その後速やかに電話、FAX、タブレット端末等により、全議員及び事務局職員の安否確認を行う。

### (イ) 被災状況の確認

議場、委員会室等の被災状況を確認する。また、水道、電気の使用の可否及び電話、パソコン等の情報端末機器等が正常に作動するか確認する。

### (ウ) 連絡会議の運営補助

連絡会議の業務に従事する。また、市対策本部等から災害情報を収集する。

## エ 事務局職員の具体的対応（平日夜間、土日祝日）

### （ア） 議会事務局への参集

事務局職員は、災害対策連絡網により情報伝達を行い、参集対象の事務局職員は、速やかに議会事務局へ参集する。

### （イ） 議員の安否確認

議会事務局に参集した職員は参集後速やかに電話、FAX、タブレット端末等により、全議員の安否確認を行う。

### （ウ） 被災状況の確認

議場、委員会室等の被災状況を確認する。また、水道、電気の使用の可否及び電話、パソコン等の情報端末機器等が正常に作動するか確認する。

### （エ） 連絡会議の運営補助

連絡会議の業務に従事する。また、市対策本部等から災害情報を収集する。

## (2) 中期（発災から概ね2～7日）

### ア 議会の具体的対応

#### (ア) 連絡会議の活動【初動期から継続】

##### a 災害情報等の受伝達

議員から提供された地域の被災状況の情報を市対策本部に提供する。

また、市対策本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

##### b 市対策本部との連携

市対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ市対策本部に対して災害情報の説明を求める。

##### c 今後の対応の検討

今後の対応や日程等について、検討を開始する。

### イ 議員の具体的対応

#### (ア) 連絡会議への参集【初動期から継続】

連絡会議の構成員は、連絡会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、連絡会議に参集する。

#### (イ) 地域の被災状況等の把握・情報提供【初動期から継続】

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。

#### (ウ) 災害時の地域活動への協力・支援【初動期から継続】

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

#### (エ) 市民への情報提供

災害情報を、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に提供する。

## ウ 事務局職員の具体的対応

### (ア) 連絡会議の運営補助【初動期から継続】

連絡会議の業務に従事する。また、市対策本部等から災害情報を収集する。

### (イ) 放送設備の確認

議場、委員会室等の放送設備が正常に作動するか確認する。

### (ウ) 報道対応

報道機関の取材・問合せ等に対応する。

### (3) 後期（発災から概ね8日以降）

#### ア 議会の具体的対応

##### (ア) 連絡会議の活動【初動期から継続】

###### a 災害情報等の受伝達

議員から提供された地域の被災状況の情報を市対策本部に提供する。

また、市対策本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

###### b 市対策本部との連携

市対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ市対策本部に対して、被災や復旧の状況、今後の災害対応の進め方などの説明を求める。

###### c 議会運営の準備

本会議や常任委員会、議会運営委員会等について、開催や協議事項の調整を行う。

##### (イ) 関係機関等への働きかけ

迅速な復旧・復興の実現に向けて、連絡会議で案を検討・調整した内容について、議会として、国、県、関係機関等に対し要望するなどの活動を精力的に行う。

##### (ウ) 復旧・復興への関与

議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、市対策本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

##### (エ) 議案の審議

迅速な復旧・復興に向け、市民の意見、要望等を踏まえて、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算等の議案を速やかに審議する。

## イ 議員の具体的対応

### (ア) 連絡会議への参集【初動期から継続】

連絡会議の構成員は、連絡会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、連絡会議に参集する。

### (イ) 地域の被災状況の把握・情報提供【初動期から継続】

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。

### (ウ) 災害時の地域活動への協力・支援【初動期から継続】

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

### (エ) 市民への情報提供【中期から継続】

連絡会議から得た災害情報を、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に提供する。

## ウ 事務局職員の具体的対応

### (ア) 連絡会議の運営補助【初動期から継続】

連絡会議の業務に従事する。また、市対策本部等から災害情報を収集する。

### (イ) 報道対応【中期から継続】

報道機関の取材・問合せ等に対応する。

### (ウ) 議会再開

議会再開に向けた準備を行う。また、議会が再開した場合において、審議が円滑かつ効率的に行うための必要な事務を行う。

## 6 環境整備

### (1) 防災訓練

当マニュアルが対象とする災害の発生等を想定した、議員・職員の参加する訓練等を実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図る。

### (2) 通信環境

大規模災害等が発生した場合、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることを想定し、様々な情報伝達手段の活用を検討する。

## 7 その他

### (1) 大規模災害に該当しない災害発生時

議会は、大規模災害発生時の対応を参考に必要な対応を行い、議会事務局は、災害情報や市の対応状況を議員に報告する。

### (2) タブレット端末の活用

各議員に配布してあるタブレット端末を活用し、写真などで地域の被災状況を連絡会議へ情報提供するなど、最新情報の共有化を図り、効果的な支援に努めるものとする。

### (3) 当マニュアルの見直し

当マニュアルは防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについて、適切に反映させ、当マニュアルをレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを当マニュアルに反映させる必要があることから、必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

また、当マニュアルの見直しは、議会運営委員会において行うものとする。



## 初動期（発災から概ね24時間）

時期	■会議開催中		
	議会	議員	事務局職員
発災直後 ～ 概ね 24時間	○会議の休憩・散会 ○連絡会議の設置 ○連絡会議の活動	○安全確保 ○待機・退庁 ○連絡会議への参集 ○地域の被災状況等の把握・情報提供 ○災害時の地域活動への協力・支援	○議員、傍聴者の安全確保 ○被災状況の確認 ○連絡会議の運営補助

時期	■会議非開催時			
	議会	議員	事務局職員	
			勤務時間中	平日夜間、土日祝日
発災直後 ～ 概ね 24時間	○連絡会議の設置 ○連絡会議の活動	○安全確保・安否連絡 ○連絡会議への参集 ○地域の被災状況等の把握・情報提供 ○災害時の地域活動への協力・支援	○議員、来庁者の安全確保・安否確認 ○被災状況の確認 ○連絡会議の運営補助	○議会事務局への参集 ○議員の安否確認 ○被災状況の確認 ○連絡会議の運営補助

## 中期（発災から概ね2～7日）

時期	議会	議員	事務局職員
概ね 2日 ～ 概ね 7日	○連絡会議の活動 【初動期から継続】	○連絡会議への参集【初動期から継続】 ○地域の被災状況等の把握・情報提供【初動期から継続】 ○災害時の地域活動への協力・支援【初動期から継続】 ○市民への情報提供	○連絡会議の運営補助【初動期から継続】 ○放送設備の確認 ○報道対応

## 後期（発災から概ね8日以降）

時期	議会	議員	事務局職員
概ね 8日以降	○連絡会議の活動【初動期から継続】 ○関係機関等への働きかけ ○復旧・復興への関与 ○議案の審議	○連絡会議への参集【初動期から継続】 ○地域の被災状況等の把握・情報提供【初動期から継続】 ○災害時の地域活動への協力・支援【初動期から継続】 ○市民への情報提供【中期から継続】	○連絡会議の運営補助【初動期から継続】 ○報道対応【中期から継続】 ○議会再開